

ものづくり中小企業人材育成事業
製造業を営む中小企業の皆様へ
技術者育成を支援します

人材育成(人件費及び研修費の支援を含む)を支援する事業です。



栃木県から受託して
公益財団法人栃木県産業振興センター
が実施します。

◆事業の内容

国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、栃木県内企業のものづくり人材の育成を支援します。

- 募集対象企業** 製造業(ソフトウェア業を含む。)を営む中小企業(中小企業法で規定)で、新たに技能・技術を習得させ、技術者の確保を目指す企業
- 募集する企業数** 25社(1企業につき新規雇用者1名)
- 雇用の対象者** 栃木県内在住の、新卒未就職者(卒業後3年以内)、離職者・雇止め労働者及び再就職を希望する女性
- 事業の実施期間** 委託契約締結日から平成28年2月29日まで

◆本事業のスキーム



この事業を実施したい場合は申請書の提出が必要です。

申請書の提出期限 ⇒ **2月24日(火)必着**

申請書類(様式)は当センターのHPよりダウンロードするか、下記までご連絡ください

ものづくり中小企業人材育成事業の申請・お問い合わせ先
公益財団法人 栃木県産業振興センター 総務企画部 情報研修課

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号 とちぎ産業創造プラザ内
TEL:028-670-2606 FAX:028-670-2616 URL:<http://www.tochigi-iin.or.jp/>

◆委託費の内容

- 1 人件費は以下のとおりとします。（以下を超えた人件費は、雇用主負担となります。）
 - ①賃金は、月額18万円が上限
 - ②通勤手当は、月額1万円が上限
 - ③上記賃金等に係る社会保険料（労働保険料を含む。）の雇用主負担分
- 2 委託費（人件費と研修費の合計）のうち人件費の割合は50%以上とします。
- 3 研修は従業員等による内部技術指導に偏らず、外部研修を積極的に受講するものとします。
- 4 委託費の上限は、**3,660,000円**（消費税を含む。）とします。

◆企業の研修費として対象になる経費

●研修費 新規雇用者を対象とした研修に要する経費

1 職場内人材育成(OJT)の経費

- ア 新規雇用者を指導する従業員の賃金
- イ OJTに必要な消耗品費
（作業着、教材費等、新規雇用者が使用するものに限る）

2 外部研修(OFF-JT)の経費

- ア 外部の研修期間での受講料（教材費）及び交通費等
- イ 企業が外部講師を招いて実施する講師謝金（交通費含む。）
及び必要な資材等の経費

（注）研修費は、新規雇用者1名分の経費が委託料の対象となります。

◆委託事業の事務処理

この事業は国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行う事業です。
そのため、会計検査の対象となっていますので、関係帳簿、証拠書類等は5年間の保管が必要です。

1 事務処理方法

- （1）委託業務で支出した経費は、**証拠書類**を確認できるよう処理することになります。
- （2）委託料の収入及び支出を記載した帳簿は、他と区分し、経理状況を明確に処理することになります。

2 5年間保管が必要な帳簿類

- （1）会計関係帳簿類 総勘定元帳、現金出納帳、証拠書類
- （2）労働関係帳簿類 労働者名簿（従業員名簿）、出勤簿、賃金（給与）台帳、
業務日誌（新規雇用者が毎日記載）等

◆（公財）栃木県産業振興センターとの契約等 **※重要!**

- 1 （公財）栃木県産業振興センター（以下、センター）は、申請書を受領後、内容を審査のうえ申請企業に採択または不採択の通知をします。
- 2 採択された企業は、速やかに人材の募集を行い、**人材を雇用した時点で、順次センターとの契約を締結**します。ただし、採択された企業であっても**平成27年3月31日までに雇用できなかった場合は契約を締結できません**。また**契約を締結した企業が25社に達した時点で、それ以降の企業とは契約を締結しません**。
- 3 本事業は平成26年度と平成27年度を跨ぐため、平成26年度分（雇用開始日から平成27年3月31日まで）と、平成27年度分（平成27年4月1日から平成28年2月29日まで）の契約を締結します。
【平成26年度】平成27年3月 契約額 （委託費上限） 360,000円
【平成27年度】平成27年4月～平成28年2月 契約額 （委託費上限） 3,300,000円
合計 3,660,000円